

鶴ヶ島市市民コメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民コメント制度に関する必要な事項を定めることにより、市の施策等の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民との協働のまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民コメント制度 市の施策等を策定する場合において、当該施策等の案の趣旨その他必要な事項を公表し、その案について市民から提出された意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市内に所在する学校に在学する者

エ 市内の事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に関し利害関係を有するもの

(対象)

第3条 市民コメント制度の対象となる施策等は、次に掲げるものとする。

(1) 市の憲章、宣言等の策定又は改廃

(2) 市の構想、計画等の策定又は改廃

(3) その他実施機関が特に必要とするもの

2 施策等の策定が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、市民コメント制度の対象としない。

(1) 法令等に意見聴取等の手続が定められているもの

(2) 緊急を要するもの又は軽微なもの

(案の内容の公表等)

第4条 実施機関は、適切な時期に施策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の公表をするときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

(1) 施策等の策定の趣旨、目的及び背景

(2) 施策等の策定に当たっての考え方及び論点

(3) 市民の理解に資するために必要な関係事項

(公表の方法)

第5条 施策等の策定の公表方法は、次に掲げる方法で行う。

(1) 市ホームページに掲載

(2) 情報公開コーナーにおける閲覧

(3) 公民館等における閲覧

(4) 前3号に掲げるもののほか、その他実施機関が定める方法

2 実施機関は、前項に規定する方法で公表を行う場合、市広報紙により公表の方法等の明示に努めるものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、第4条に規定する公表を行った後、当該施策等の案に対する市民からの意見等の提出を受けるものとする。

2 前項の規定による意見等の提出を受ける期間は、原則として30日以上とするように努めるものとする。

(意見等の提出方法)

第7条 前条第1項に規定する意見等の提出の方法は、郵送、ファクシミリ、電子メール等によることとし、第4条の公表時とともに実施機関が明示するものとする。

2 前項に規定する意見等を提出する者は、その者の住所、氏名及び連絡先を明示するものとする。

(意見等の処理)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意

見等に対する考えをまとめ、提出された意見等の概要と併せて公表するものとする。
この場合において、公表に関しては、鶴ヶ島市情報公開条例（平成14年条例第18号）第5条各号に掲げる情報が記載されている場合は、当該情報を除くものとする。

2 前項に規定する公表の方法は、第5条第1項各号に掲げる方法とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月7日から施行する。